

・ **自立支援教育訓練給付金事業**

地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座修了後に受講料の一部を支給する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,651百万円)の内数)

○ **ひとり親家庭等対策**

平成21年度補正予算による「安心こども基金」の拡充(1,500億円)のうち「ひとり親家庭等への支援の拡充」を活用して、高等技能訓練促進費の支給期間の延長、ひとり親が職業訓練を受ける際の託児サービスの提供、ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に推進する地方公共団体への助成等を実施する。

○ **有期契約労働者雇用安定化奨励金(仮称)の創設** 994百万円

従前の中小企業雇用安定化奨励金を発展的に解消し、これまでの中小企業事業主に加えて、大企業事業主が就業規則等に有期契約労働者の正社員への転換制度を新たに設け、実際に1人以上正社員に転換させた場合にも、奨励金を支給し、母子家庭の母等を含む有期契約労働者の雇用管理の改善を推進する。

(予算額には母子家庭の母等以外の者の分も含む)(職業安定局予算に計上)

○ **母子家庭の母等に対する職業訓練の実施**

- ・ **職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援の実施**  
母子家庭の母等、職業能力開発形成機会に恵まれなかった者を対象に、民間教育機関等における座学と企業内における実習を一体的に組み合わせた実践的な職業訓練等を実施する。

(職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援事業(9,917百万円)の内数)(予算額には母子家庭の母等以外の者の分も含む)(職業能力開発局予算に計上)

- ・ **託児サービスを付加した委託訓練の推進** 818百万円

民間教育訓練機関等に委託して行う職業訓練について、母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受講する際に、併せて託児サービスを提供する。(職業能力開発局予算に計上)

- ・ **母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施** 147百万円

平成21年度に開発したマニュアル及びカリキュラムに基づき、民間教育訓練機関等において母子家庭の母等の特性に応じた訓練を本格実施する。併せて、託児サービスを提供する。(職業能力開発局予算に計上)

- ・ **準備講習付き職業訓練の実施** 807百万円

「自立支援プログラム」の対象者である母子家庭の母等の職業的自立を促すための方策として、就職の準備段階としての「準備講習」に引き続き実際の職業就職に必要な技能・知識を習得するための「職業訓練」を行う準備講習付き職業訓練を実施する。(職業能力開発局予算に計上)

○マザーズハローワーク事業の拡充 2, 474百万円  
事業拠点の増設（148か所→198か所）、地域の子育て支援施設等とのネットワーク強化等、マザーズハローワーク事業を拡充する。（職業安定局予算に計上）

○在宅就業の支援 15百万円  
子育てと生計の維持という二重の負担を抱える母子家庭の母が良質な在宅就業を得るため、専門的知識やノウハウが必要とされる企業からの受注及び再発注のあっせんを行う事業等について支援を行う。

## (2) 養育費確保策の推進

○養育費相談支援センター事業 68百万円  
養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

○母子家庭等就業・自立支援事業（再掲）  
母子家庭等就業・自立支援センター等において、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取り決め等について相談・情報提供を行うこと等により、養育費の確保を図る。  
また、平成22年度においては、養育費専門相談員による家庭裁判所等への同行支援を実施する。（母子家庭等対策総合支援事業（3, 651百万円）の内数）

## (3) 子育て・生活支援策の推進

○母子家庭等日常生活支援事業  
母子家庭の母等が、自立のための資格取得や疾病などにより一時的に生活援助、保育のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣する。  
（母子家庭等対策総合支援事業（3, 651百万円）の内数）

○ひとり親家庭生活支援事業  
ひとり親家庭が自立に向けた生活の中で直面する諸問題の解決のための相談支援事業やその子どもの精神的安定を図るための児童訪問援助事業等、ひとり親家庭の生活の安定に向けた総合的な支援を実施する。  
また、平成22年度においては、父子家庭をはじめとしたひとり親家庭に対する育児や家事等に係る相談支援体制の強化充実を図る。  
（母子家庭等対策総合支援事業（3, 651百万円）の内数）

○子育て短期支援事業  
親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において児童等を一時的に預かるショートステイ、トワイライトステイを実施する。  
（次世代育成支援対策交付金（44, 000百万円）の内数）

○身元保証人確保対策事業  
母子生活支援施設等を退所する母子等が、身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借が困難となることのないよう、身元保証人を確保するための事業を推進する。  
（児童虐待・DV対策等総合支援事業（2, 751百万円）の内数）

## ○母子生活支援施設における支援

### ・特別生活指導費加算

障害のある親等処遇が困難な母子については、手厚い保護・指導が必要であることから、母子指導員を加配する。

(児童入所施設措置費(82,205百万円)の内数)

### ・夜間警備体制強化加算

夫等からの暴力を理由とする入所者が増加していることに伴い、母子や職員に不安を与えたり、危害を及ぼすことを防止する観点から施設における夜間警備体制を強化する。

(児童入所施設措置費(82,205百万円)の内数)

### ・小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設運営費

母子生活支援施設に入所する母子家庭のうち、早期の自立が見込まれる者について地域社会の中の小規模な施設で生活することによって自立を促進する。

(児童入所施設措置費(82,205百万円)の内数)

### ・母子生活支援施設の保育機能強化加算

母子生活支援施設の保育機能を活用し、地域で生活する母子家庭等の子どもを受け入れることにより子育てと仕事の両立を支援する。

(児童入所施設措置費(82,205百万円)の内数)

### ・被虐待児受入加算

虐待を受けた子どもについては、入所当初の関わりが特に重要であることから、職員との信頼関係の構築及び愛着の形成などのため、虐待を受けた子どもへの支援の充実を図るため、その受入児童数(入所後1年間)に応じて、職員の雇上や日常生活諸費等を支弁する。

(児童入所施設措置費(82,205百万円)の内数)

## **2 自立を促進するための経済的支援** 166,502百万円 → 168,472百万円

### (1) 児童扶養手当 162,881百万円

離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、これらの子どもについて手当を支給し、児童福祉の増進を図る。

### (2) 母子寡婦福祉貸付金 5,591百万円

母子家庭等の自立を促進するため、母子寡婦福祉貸付金の貸付けによる経済的支援を行う。

また、平成22年度においては、母子家庭の母が高等学校等に通学する際に必要となる費用に対する貸付けを行うことや、公立高校に係る就学支度資金の貸付限度額の引上げを行うことにより、就業・自立を促進する。

※ 平成21年度補正予算により行った、貸付利率の引下げ、貸し付け条件(連帯保証人要件の緩和等)の見直し等について、平成22年度においても引き続き実施。